

横浜市設計・測量等委託業務 設計変更ガイドライン

令和元年10月

横浜市

目 次

1	ガイドラインの目的	P 1
2	設計変更の基本事項	P 1
3	設計変更	P 2
3-1	設計変更等の対象事項	P 2
3-2	設計委託等の変更となり得るケース	P 2
3-3	設計委託等の変更の対象とならないケース	P 4
3-4	設計変更の手続 事例①	P 4
3-5	設計変更の手続 事例②	P 5
3-6	設計変更の手続 事例③	P 6
3-7	設計変更の手続 事例④	P 7
	【参考資料】設計・測量等委託契約約款（抜粋）	P 8

1 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、設計・測量等委託契約約款（以下「契約約款」という。）を踏まえ、設計図書を変更する場合の委託者と受託者が留意すべき事項を整理することで、契約変更における責任の明確化および契約内容の透明化を図り、委託者と受託者双方の合意と共通認識のもとで、手続きを適正かつ円滑に実施すること目的としています。

2 設計変更の基本事項

2-1 基本原則

設計変更の基本原則について、横浜市設計業務等設計変更事務取扱要綱第3条において次のように定められています。

「設計変更の決定及び契約変更は、当該設計・測量等委託業務の目的を変更しない限度において、特に必要な場合またはやむを得ない場合のほか、これを行うことができない。」

したがって、次のような場合は、上記の設計変更の基本原則の範囲を越えるものですので、原則として設計変更により対応することはできません。

～設計変更の基本原則の範囲を超えるもの～

- 受託金額が当初の30%を超えて増減する
- 当初契約した業務委託場所以外の場所を追加する
- 当初の業務目的と関係のない業務委託の内容を追加する

2-2 委託者・受託者の留意事項

- 委託者は、年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務集中を避ける等により、適正な履行期間を確保しつつ、計画的に発注・業務時期の平準化を図る必要がある。
- 委託者は、必要な業務の条件（必要に応じて維持管理に係る条件を含む。）を明示した設計図書（別冊の図面、仕様書（特記仕様書及び共通仕様書をいう。）以下同じ。）を適切に作成する必要がある。業務の履行に必要な条件とは、基本的な計画条件、具体的な業務内容と数量、関係機関との調整状況、貸与資料のリストとその取扱い等をいう。
- 委託者は、関係機関の許可条件が発注前の想定と異なる場合や関連する他の業

務に遅延が生じた場合等、当初契約時の想定と異なる事態が発生した場合に設計図書の変更が円滑に行えるよう、その前提条件を明示しておく必要がある。

□委託者と受託者は、業務の履行に必要な設計条件等について確認を行うことが重要である。

□委託者と受託者は、業務工程を共有し、契約期間に影響を及ぼす事由が発生した場合は、契約約款に基づき適正な手続を行うことが重要である。

□受託者が現地踏査等で前提条件が異なる等の事実を発見した場合は、委託者は速やかに調査を行い、必要に応じて設計図書の変更を行う必要がある。

□受託者は、業務中に疑義が生じた場合や異なる事態が生じた場合は速やかに委託者と「協議」するなど、適切な対応を図る。

3 設計変更

3-1 設計変更等の対象事項

契約約款において、条件変更等に関する事項は、第16条（条件変更等）第1項に、設計図書等の変更を委託者が必要と認めるときの事項は第17条（設計図書等の変更）に、また、受託者の責によらない事由による業務の一時中止についての事項は第19条（契約の履行の一時中止）第1項に規定している。

契約約款第16条（条件変更等）第1項（抜粋）

受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

契約約款第17条（設計図書の変更）（抜粋）

委託者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。

契約約款第19条（契約の履行の一時中止）第1項（抜粋）

受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

3-2 設計委託等の変更となり得るケース

下記のような場合においては、設計図書の変更が可能である。

- (1) 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続の遅延など、受託者の責に帰さない事項が確認された場合
- (2) 当初発注時点で想定している業務の着手時期に、受託者の責によらず、業務に着手できない場合
- (3) 所定の手続（契約約款第 15 条から第 21 条まで）を行い、委託者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合
- (4) 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合（改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象）
- (5) 受託者の責によらない履行期間の延長・短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合

契約約款において、設計変更となり得るケースは次のように規定している。

設計変更の対象事項	契約約款
1 契約の履行が設計図書に適合しない場合において、当該不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき事由による場合	第15条
2 設計図書の表示が明確でない場合（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符号しない、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）	第16条 第1項 第1号
3 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しない場合	第16条 第1項 第2号
4 設計図書に明示されていない履行条件について、予期することのできない特別な状態が生じた場合	第16条 第1項 第3号
5 受託者が行う「設計図書の点検」の範囲を超える作業を委託者が指示した場合	第16条 第17条
6 委託者が必要があると認め、設計図書等の変更内容を受託者に通知して設計図書を変更する場合	第17条
7 受託者が、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案し、委託者が提案を受けた場合	第18条 第1項

8 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という）であって受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められ、業務の全部又は一部を一時中止する場合	第19条 第1項
9 受託者が、自己の責めに帰すことができない事由により、委託者に契約期間の延長を請求する場合	第20条 第1項
10 委託者が、特別な理由により契約期間を短縮する必要がある場合	第21条

3-3 設計委託等の変更の対象とならないケース

次の場合は、原則として設計変更ができない。ただし、契約約款第25条（臨機の措置）の場合はこの限りではない。

- (1) 契約約款第15条から第24条までに定められた手続及び共通仕様書に定められている所定の手続を経していない場合
- (2) 正式な書面による指示等によらないで業務を実施した場合（口頭のみ指示・協議等）
- (3) 設計図書に条件明示のない事項について、委託者と協議を行わず、受託者が独自の判断で業務を実施した場合
- (4) 委託者と受託者の協議が調わない時点で業務を実施した場合
- (5) 「承諾」で業務を実施した場合

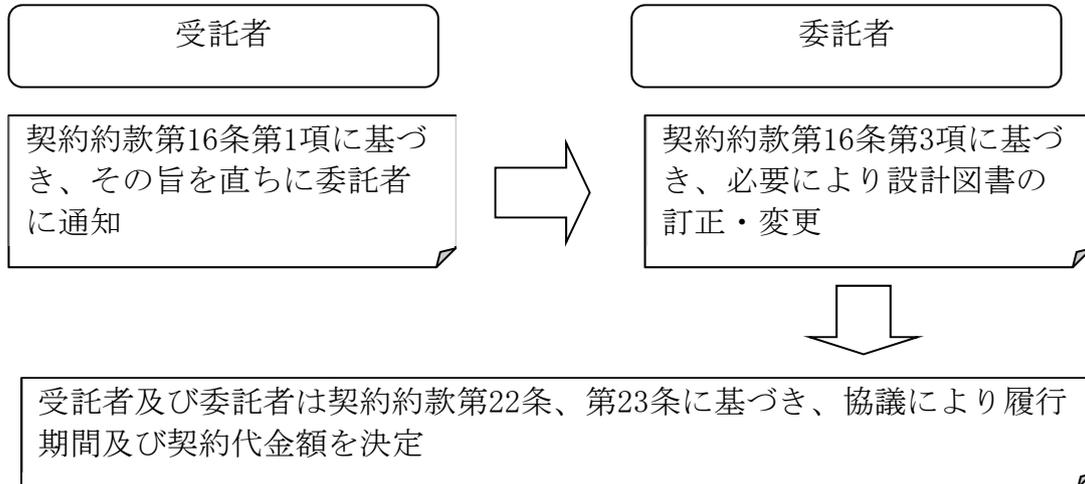
※ 承諾とは、受託者自らの都合により業務実施方法等について監督員に同意を得るものである。設計図書と調査現場との相違や条件明示のない事項等については、契約約款第16条（条件変更等）で処理される必要があり、安易に承諾による業務の実施を認めることは避けるべきである。

3-4 設計変更の手続 事例①

設計図書の表示が明確でない場合（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問書回答書が交互符号しない、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）

履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しない場合

設計図書に明示されていない履行条件について、予期することのできない特別な状態が生じた場合

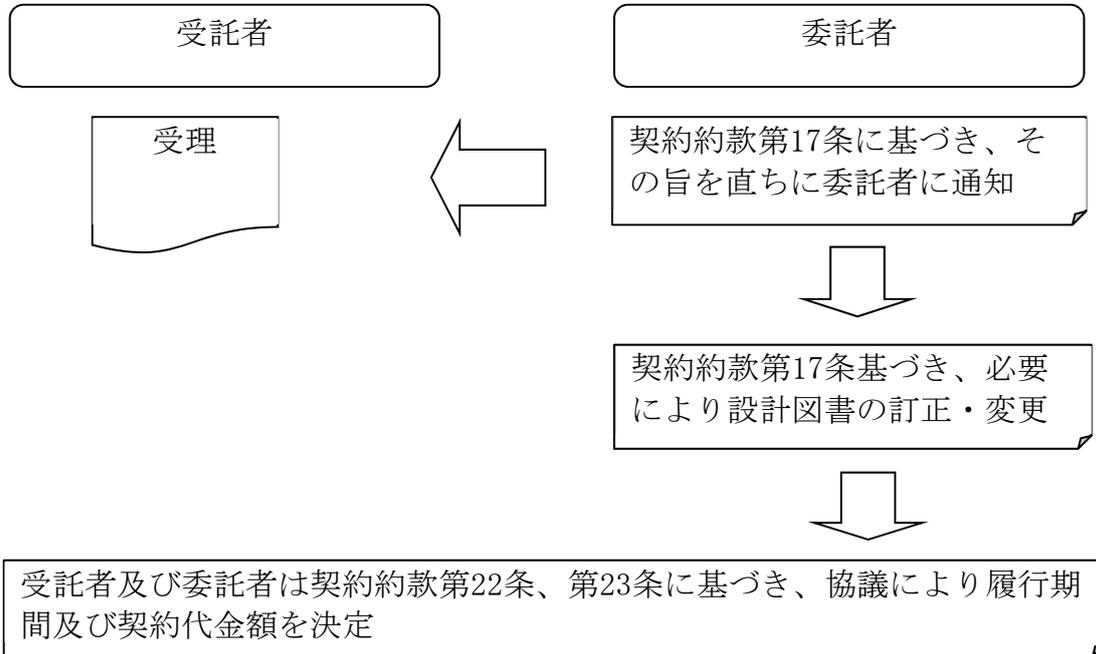


- 図面と仕様書の設計条件等の記載が一致しない場合
- 仕様書と契約図書として定めるその他の資料で適用している基準が一致しない場合
- コンクリートの表記で、横浜市の略称表記とJIS表記が混在している場合
- 特記仕様書に業務の履行に必要な条件明示がない場合
- 貸与された資料を確認したところ公示されている数量に誤りがあった場合
- 業務の履行に必要な関係機関協議資料に関する条件明示がない場合等

- 現地の地形や地質条件が既往成果や委託者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた場合
- 詳細な地質調査や構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった場合
- 地質調査中等に支持層まで到達・確認できず、掘削長を延長する場合
- 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった場合
- 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、設計業務等の続行ができなかった場合
- 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、当該業務の続行ができなかった。
- その他、新たな制約等が発生した場合等
- 地質調査中等に地中障害物を発見し、調査箇所の変更等が必要となった場合
- 地質調査中等に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合
- 関係法令、基準等が変更となった場合等

3-5 設計変更の手続 事例②

委託者が必要と認め、設計図書等の変更内容を受託者に通知して設計変更する場合

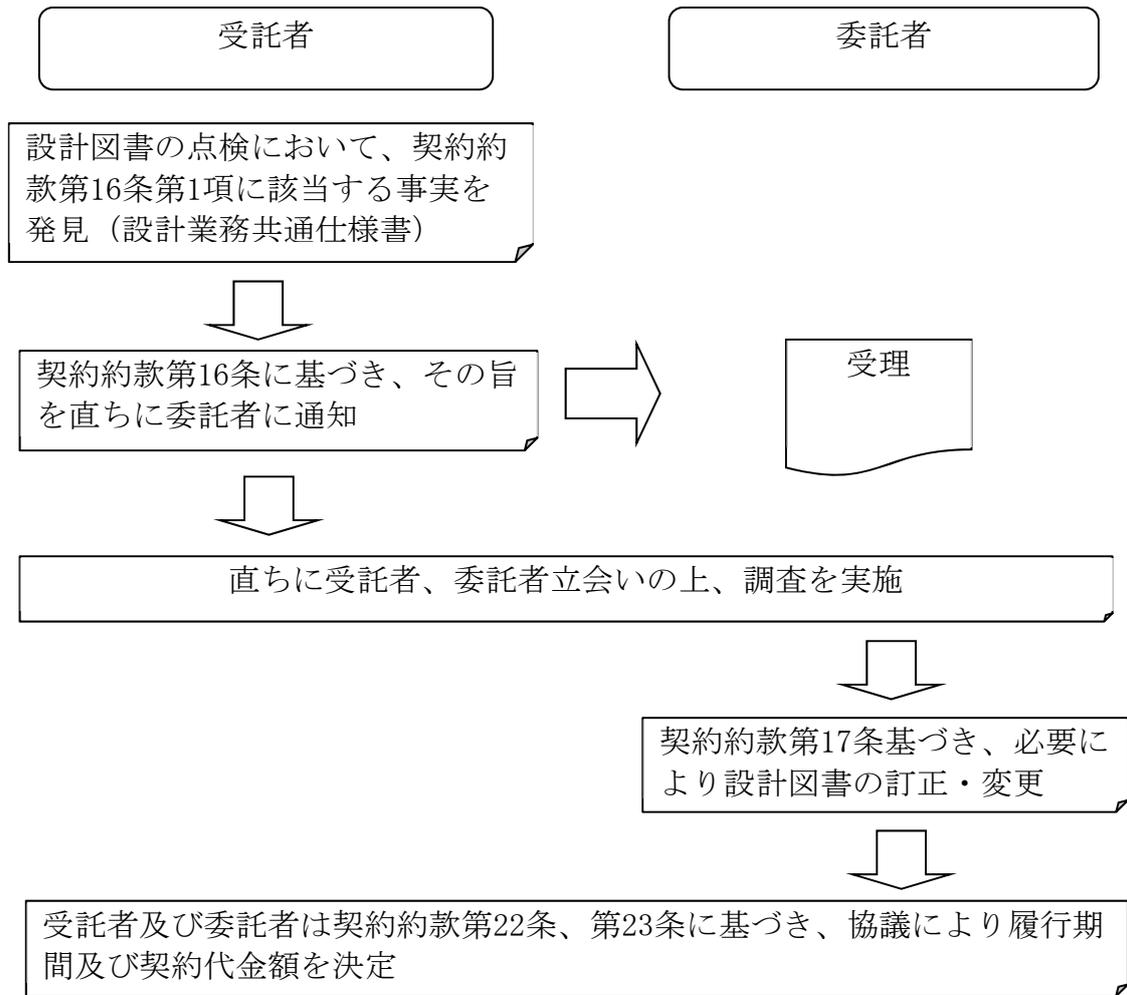


- 周辺住民との協議により、変更する必要があると認める場合
- 関係官公署との協議する中で、協議相手からの要望等により、変更する必要があると認める場合
- 関連する他の業務の進ちよくが遅れたため、調整により、変更する必要があると認める場合
- 施設の維持管理又は利用方法が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合等

3-6 設計変更の手続 事例③

受託者が行う「設計図書の点検」の範囲を超える作業を委託者（監督員）が指示した場合

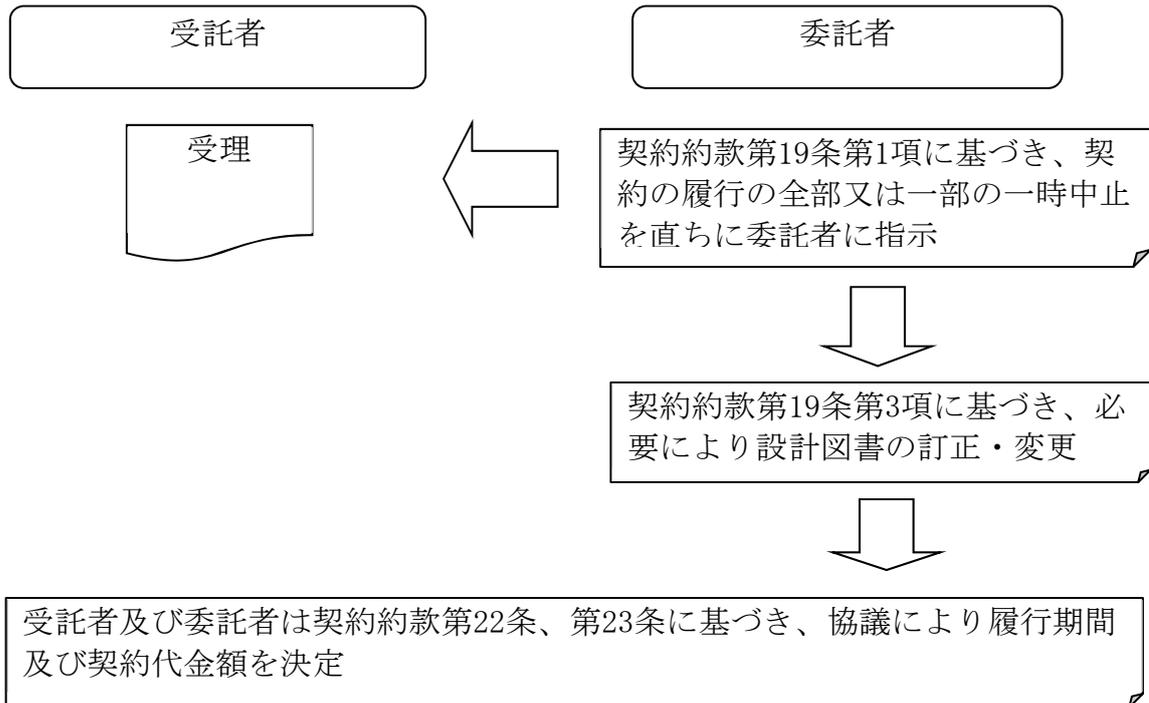
「設計図書の点検」の範囲とは、契約約款16条第1項に該当する内容の点検とする。



- 示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合
- 詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合
- 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合等

3-7 設計変更の手続 事例④

履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という）であつて受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められ、業務の全部又は一部を一時中止する場合（契約約款第19条関係）



- 第三者の土地への立入り許可が得られなかった場合
- 環境問題等の発生により、設計業務等の続行が不適當又は不可能となった場合
- 天災等により、業務の続行が不適當又は不可能となった場合
- 災害協定による出動により、業務の続行が不可能となった場合
- 委託者が、契約約款第19条第1項に該当する事実を確認し、設計図書の修正若しくは変更を行う間、業務の続行が不適當又は不可能となった場合等

【参考資料】設計・測量等委託契約約款（抜粋）

（設計図書に不適合な場合の措置等）

第15条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第16条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。

3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し、設計図書を訂正する場合 ⇒ 委託者が行う。

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの ⇒ 委託者が行う。

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴わないもの ⇒ 委託者と受託者とが協議して行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第17条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（代替方法等の提案）

第18条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。

3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第19条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第20条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第21条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは、契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第22条 第14条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第15条第2項、第16条第5項、第17条、第18条第3項、第19条第3項、第20条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

(契約代金額の変更方法等)

第23条 第14条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第15条第2項、第16条第5項、第17条、第18条第3項、第19条第3項、第20条第2項又は第21条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

3 第14条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第15条第2項、第16条第5項

、第17条、第19条第3項、第20条第2項、第21条第3項、第25条第4項、第26条ただし書又は第32条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第24条 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不相当となったと認められるときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。

2 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不相当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。

3 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。4 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(臨機の措置)

第25条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。

3 委託者は、災害防止その他の契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、委託者がこれを負担する。